第22 ネオン管灯設備(条例第14条)

本条は、ネオン管灯設備、いわゆるネオンサイン設備について規定したものである。 ネオン管灯設備は、高圧を使用しているために、その充電部が2点においてアーク放 電を生じ、火災となる危険性があり、更に、雨水の浸った木材等の可燃物に接するとき は、低圧の場合に比して、大きな電流(数mA程度)が流れて木材等を発熱させ、火災 となる危険性がある。本条は、主としてこのような危険性を排除するために設けられた 規定である。

1 用語の定義

(1) ネオン管灯設備とは、放電灯設備の一つであって、その管灯回路の使用電圧 が1,000 V を超えるものを対象として考えており、ネオン管、ネオン変圧器及 びその他の付属設備で構成されたものをいうこと。

なお、ここで「ネオン管灯」という表現を用いているが、必ずしもネオン(Ne) のみでなく、その他種々の気体を用いたものも含まれること。

(2) 点滅装置とは、単純な点滅のためのスイッチではなく、ネオン管灯設備が人々 の注視を得るために、一定の周期をもって明滅するようになっている場合の明 滅のための付属装置をいうものであること。

2 条例等の運用

条例によるほか、その取り扱い及び運用については、次によること。

- (1) ネオン管灯及びネオン管灯回路の配線は、人が容易に触れるおそれがない場所に設け、風雪、氷雪により造営材に接近しないように堅固に固定すること。
- (2) ネオン変圧器は、次によること。
 - ア 人が容易に触れるおそれがない場所で、かつ、風雨、風雪等により落下の危 険のおそれがないように堅固に固定すること。
 - イ 相互間は、保守点検等を考慮して、概ね10cm以上の離隔距離をとるよう指導すること。
 - ウ 雨水等のかかるおそれのある場所に設ける場合は、屋外用のものを用い、か つ、導線引出部が下向きとなるように設けること。ただし、厚さ1.2mm以上の 鋼板で防水措置を施した箱に収納する場合は、これによらないことができるここと。
- (3) 点滅装置は、次によること。

うるま市消防本部消防同意・消防用設備等設置審査基準

第22 ネオン管灯設備(条例第14条)

- ア 保守点検が容易にでき、かつ、人が容易に触れるおそれのない場所に設ける か、覆い等の安全な措置をすること。
- イネオン管灯設備の低圧側電路に設けること。
- ウ 過熱しないよう十分な容量を有しているものであること。
- 工 不燃材料(ガラスを使用する場合は、網入りガラスとする。)で造った箱等に収納すること。ただし、電子式の点滅装置で、点滅時火花を発するおそれのないものにあっては、これによらないことができること。
- オ 屋外に設けるものにあっては、雨水等の浸入しない構造とするか又は有効な 措置をすること。
- (4) 電源の開閉器は、容易に操作しやすい位置に設けること。
- (5) 支わく、看板面、看板面の装飾品、チャンネル、文字面等の看板体及び看板体の支持物は、不燃性又は難燃性の防火性能を有するものとすること。ただし、ネオン管、ネオン管の接続部、ネオン電線相互の接続部(以下この項において「ネオン管等」という。)から1mを超える部分の看板面にあっては、この限りでない。
- (6) ネオン管等を直接外壁面に取り付ける場合、当該外壁面は難燃材料で覆うか、 又は防火上有効な遮へいをすること。ただし、ネオン管等から1mを超える外 壁面にあっては、この限りでない。
- (7) 地上20mを超える位置に設けるネオン管灯設備は、避雷設備の有効範囲内に 設けること。
- (8) ネオン管灯設備の配線工事等については、電気工作物に係る法令の規定によること。
- (9) 設備容量の算定方法は、第1火を使用する設備等の設置届の添付図書等1. (9)によること。